

インド知財情報メール：第 2018-2、2018 年 10 月 4 日発行  
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、  
インドの知的財産に関する情報をお届けします。  
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

---

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- [1] 特許意匠商標総局が 10 月 28 日に特許弁理士試験を実施すると発表**
- [2] 特許意匠商標総局が 220 名の審査官を募集**
- [3] 日印特許審査ハイウェイ (PPH) の実施に大筋合意**
- [4] 【セミナー】「インド知財制度の最新動向について」、特許・情報フェア 2018 年**
- [5] 【セミナー】「インドにおける特許権取得に向けた制度概要と留意点」、日本弁理士会  
近畿支部兵庫地区会**

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**[1] 特許意匠商標総局が 10 月 28 日に特許弁理士試験を実施すると発表**

特許意匠商標総局は、6 月 4 日付の通知により、今年の 12 月までに特許弁理士試験を実施する予定があると発表しました。その後、昨日の通知により、特許弁理士試験を 10 月 28 日に実施すると発表しました。特許弁理士試験はコルカタ、デリー、ムンバイ、チェンナイ、ナガプルの 5 つのセンターで同時に行われます。

2017 年に特許弁理士試験は行われませんでしたでしたが、その理由は公開されてはいません。前回の特許弁理士試験は 2016 年に行われました。

**[2] 特許意匠商標総局が 220 名の審査官を募集**

産業政策促進局（商工省の内局）および特許意匠商標総局は、8 月上旬の通知により、220 名の特許・意匠審査官を募集しました。2016 年に行われた 400 名を超える大幅な増員に次ぐ大幅な増員になります。2016 年に行われた増員の結果として現在毎月 7000 件（増員前の 3 倍以上）を超える最初の審査報告書（FER: First Examination Report）が発送されており、今回の増員により審査がさらに加速することが予測できます。

**[3] 日印特許審査ハイウェイ (PPH) の実施に大筋合意**

日本の経済産業省は、9 月 20 日付の通知により、日本国特許庁とインド商工省産業政策促進局は、第 2 回日印知的財産評価会合を実施し、その後両庁間の一連の調整を経て、今般、日印特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を 2019 年度第一四半期に開始することに大筋合意したと発表しました。また、IT や普及啓発等の分野について、協力を拡大することに合意しました。

日印間の PPH の試行を 2019 年度第一四半期に開始することに大筋合意したとのことですが、インドにおいて特許規則の改正等の手続が必要であるため、現時点で開始が確定しているものではありません。

詳細は以下のページで確認できます。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180920002/20180920002.html>

**[4] 【セミナー】「インド知財制度の最新動向について」、特許・情報フェア 2018 年**

このたび、当社代表取締役 バパットは、特許・情報フェア 2018 年にて、11 月 8 日の午後 13 時～「インド知財制度の最新動向について」と題したセミナーを行うことになりました。

本セミナーの詳細、申し込み方法などにつきましては以下のホームページでご覧になれます。

<http://pifc.jp/2018/>

本セミナー会場でお会いできると嬉しく存じます。

**【5】【セミナー】「インドにおける特許権取得に向けた制度概要と留意点」、日本弁理士会近畿支部兵庫地区会**

このたび、当社代表取締役 バパットは、日本弁理士会近畿支部兵庫地区会にて、10月19日の午後14時～「インドにおける特許権取得に向けた制度概要と留意点(実務経験者向け)」と題したセミナーを行うことになりました。

本セミナーの詳細、申し込み方法などにつきましては日本弁理士会近畿支部兵庫地区会までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

本セミナー会場でお会いできると嬉しく存じます。

-----  
株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

- 
- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
  - ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールを返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
  - ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールを返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。